

入所選考に係るルールについて

※令和 5 年 10 月 12 日時点

1. 応諾義務について（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第 6 条）

特定教育施設・保育施設は、利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではなりません。障害やアレルギーをお持ちのお子さんであっても、それを理由に受け入れを拒むことはできません。また、職員配置上の理由により当該児童の受け入れが不可の場合、当該児童よりも点数が低い児童についても入所不可となる点ご注意ください。

2. 定員を超過した受け入れ

⇒別紙 2 参照

3. 管外受託児童（保育認定）について

原則：①勤務先がある場合、里帰り出産の場合、通勤にあたって本市を經由する場合のいずれかを満たし、かつ②管外受託児童の利用を決定してもなお利用児童数が定員以下となる場合に限り、利用の決定を行います。（千葉県保育所等利用調整事務等取扱要領 5 広域入所）

※市原市、四街道市の市民が千葉市管内の施設を利用する場合、要件①は適用しません。

4. 4 月一次選考内定者の二次転園

一次選考で内定が決まった児童も二次選考の申込みが可能です。一次選考の内定者が二次選考で他の園に転園する可能性がありますのでご注意ください。最終的な内定者は 3 月上旬に確定します。それ以降の内定辞退による空き枠については、基本的に 5 月以降の受け入れ枠とさせていただきます。

5. 公費の二重払いについて

二つの園に在籍するなどして児童に対して二重に給付をすることはできません。特に 4 月は以下のようなケースにご注意ください。

例) 新年度より A 園から B 園に転園する場合

B 園の入園式が 4 月 10 日の場合でも、在籍は 4 月 1 日からとなり、給付費が発生します。A 園の利用は 3 月末までの利用となりますのでご注意ください。